

不動産調査票(土地・土地建物用①) (調査・確認日: 年 月 日)

1. 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限の概要

(1) 都市計画法に基づく制限 (窓口名・担当者名:)

①	区域区分	1.都市計画区域内 (1.市街化区域 2.市街化調整区域 3.区域区分のされていない区域)
		2.都市計画区域外 (準都市計画区域の指定 有・無)
②	市街化調整区域の場合開発行為・旧住宅地造成事業法の許可等	既存宅地番号: 年 月 日 号
		許可番号: 年 月 日 号
		検査済番号: 年 月 日 号
③	都市計画施設 (有・無)	完了公告: 年 月 日 号
		1.都市計画道路 (1.計画決定 2.事業決定:名称 帯員 m) 2.その他の都市計画施設 ()
④	市街地開発事業	有・無 ()

(2) 建築基準法に基づく制限 (窓口名・担当者名:) (※法:建築基準法)

① 用 途 地 域	1.第1種低層住居専用地域	6.第2種住居地域	11.準工業地域
	2.第2種低層住居専用地域	7.準住居地域	12.工業地域
	3.第1種中高層住居専用地域	8.田園住居地域	13.工業専用地域
	4.第2種中高層住居専用地域	9.近隣商業地域	14.用途地域の指定なし
	5.第1種住居地域	10.商業地域	
特別用途地区			
② 地 域 ・ 地 区 ・ 街 区	1.防火地域	9.風致地区	17.特定防災街区整備地区
	2.準防火地域	10.災害危険区域	18.建築協定区域
	3.新たな防火規制区域	11.地区計画区域	19.臨港地区
	4.建築基準法第22条区域	12.特例容積率適用地区	20.緑化地域
	5.高度地区 ()	13.特定用途制限地域	21.生産緑地地区
	6.高度利用地区	14.高層住居誘導地区	22.特定用途誘導地区
	7.特定街区	15.駐車場整備地区	23.()
	8.景観地区	16.都市再生特別地区	24.()

③ 建 築 面 積 の 敷 地 面 積 に 對 す る 割 合 の 限 度 (建 築 面 積 率)	指定建蔽率 %		
	建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定	%	
	防火地域内の耐火建築物である	%	
	建築基準法第53条第3項第2号に基づく角地の指定 かつ 防火地域内の耐火建築物	%	
	(指定建蔽率80%)本物件は防火地域内の耐火建築物であることから、建蔽率の制限なし		

④ 敷 地 面 積 に 對 す る 割 合 の 限 度 (容 積 率)	指定容積率 % ()		
	※ただし前面道路により上記容積率がさらに制限	→ 道路幅員約 m × / 10 × 100% = %	

⑤ 壁面線の制限	(有・無)	⑥ 外壁の後退	(有・無)
⑦ 敷地面積の最低限度	(有・無)	m ²	⑧ 建築協定 (有・無)

⑨ 建物の高さ制限	1.絶対高さ制限 (有・無) (10m - 12m - m)
	2.道路斜線制限 (有・無) 3.隣地斜線制限 (有・無) 4.北側斜線制限 (有・無)

⑩ 日影による中高層の建築物の制限	(有・無) (種) h - h 測定高 m
-------------------	---------------------------

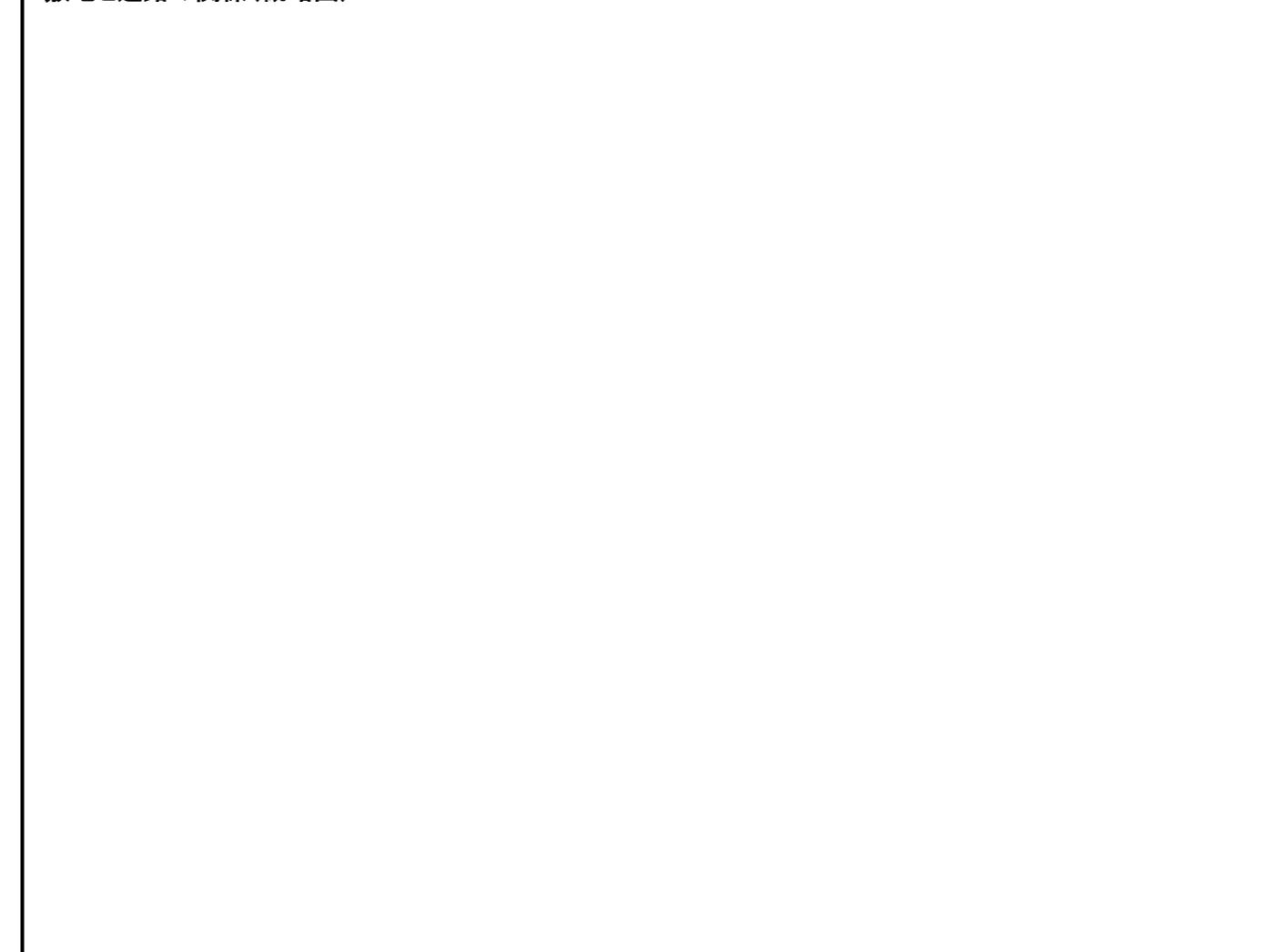
⑪ 地方公共団体の条例等による制限	
-------------------	--

⑫ 私道の変更または廃止の制限	(有・無)
-----------------	---------

(13) 敷地等と道路との関係 (窓口名・担当者名:)

接道方向	公道・私道の別	種類	幅員	接道の長さ	道路位置指定(道路の種類5番)
接面道路 1.	側 公道・私道	下記種類番	m	m	年月日 / 第号
2.	側 公道・私道	下記種類番	m	m	道路境界線後退(セットバック)による
3.	側 公道・私道	下記種類番	m	m	建築確認対象面積の減少
4.	側 公道・私道	下記種類番	m	m	無・有/SBする部分の面積: m ²
条例による制限《路地状敷地(敷地延長)の制限、すみ切りの制限規定等》			(無・有 → 路地状部分の長さ m)	路地状部分の幅員 m	
① 道路法による道路(法第42条第1項第1号道路) ② 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法による道路(法第42条第1項第2号道路) ③ 既存道(都市計画区域・準都市計画区域の指定・変更、条例の制定・改正により建築基準法第3章適用の際に現に存する道)(法第42条第1項第3号道路) ④ 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市法、密集市街地整備法の事業による計画道路(2年以内に事業が執行予定、特定行政庁の指定あり)(法第42条第1項第4号道路)					
⑤ 土地を建築物の敷地として利用するため、上記1~4の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの(位置指定道路)(法第42条第1項第5号道路) ⑥ 上記3の既存道適用時に、現に建築物が立ち並んでいる幅員が4m(または6m)未満のもので特定行政庁が指定したもの(法第42条第2項道路) ⑦ () ⑧ 建築基準法上の道路に該当しない通路(原則として建築確認不可)					

敷地と道路の関係(概略図)



2. 私道に関する負担等に関する事項 (窓口名・担当者名:)

(1) 対象不動産に含まれる私道に関する負担の内容

負担面積 (有・無) (持分)	負担金の有無 (有・無)
建築基準法第42条第2項により後退(セットバック)する面積 m ²	

所有者 住所	
氏名	
利用の条件等	

